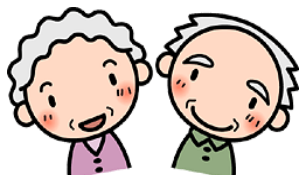


サービス内容～要支援の場合～



実際にどんなサービスを受けることができるんだろう？

介護保険の結果によって、利用できるサービス内容が異なります。

<要支援1・2の認定を受けた方>

①介護予防訪問介護

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を営むことができるよう入浴や食事の介助などを行い、利用者の**状態の維持や改善、要介護状態になることを予防**します。

②介護予防通所介護

生活機能の維持・向上のために、デイサービス事業所などに通所して、入浴や食事などの介護やその他の日常生活を支援する共通サービスに加え、下記の選択的なサービスを組み合わせ利用します。

選択的なサービス

- ・運動器の機能向上
- ・栄養改善
- ・口腔機能の向上
- ・アクティビティなど（介護予防のための集団活動など）

③介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所などに通所して、介護予防のために必要なりハビリと入浴、食事などの介護やその他の日常生活を支援する共通サービスに加え、下記の選択的なサービスを組み合わせ利用します。

選択的なサービス

- ・運動器の機能向上
- ・栄養改善
- ・口腔機能の向上

④介護予防福祉用具貸与

介護予防につながる自立した生活が送れるよう、**手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖**の4種類の福祉用具が貸与されます。それ以外の用具は、介護予防ケアプランにおいて必要と認められた場合のみ利用することができます。

⑤介護予防訪問入浴介護

自宅に浴室がなく、他の施設での入浴が困難なときに、浴槽を持ち込んで**入浴サービス**を提供します。

⑥介護予防訪問看護

基礎疾患などを抱えている要支援者で、生活機能の向上（身の回りのできることを増やす）のために在宅において医師の指示に基づく**看護師による**医学的管理指導が、必要なときに提供される訪問看護サービスです。

⑦介護予防訪問リハビリテーション

在宅においてできることを増やすために、**短期集中的に提供されるリハビリテーション**です。

⑧介護予防居宅療養管理指導

生活機能の維持・向上を図るため、在宅において、**医師などによる**医学的管理指導が必要なときに提供されるサービスです。

⑨介護予防短期入所生活介護

家族の病気など、家庭の事情などにより、一時的に在宅での生活が困難となった場合に、**短期間施設へ入所**し、生活機能の低下を招かないようにサービスが提供されます。

⑩介護予防短期入所療養介護

家族の病気などで、生活機能の維持が図れないおそれがある場合、適切な医学的管理のもと、**短期間施設へ入所**し、サービスを受けます。

⑪介護予防特定施設入居者生活介護

施設に入居し、スタッフから日常生活上の支援を受けるとともに、生活機能向上にも配慮したサービスの提供を受けます。

⑫特定介護予防福祉用具購入

介護予防上、必要な福祉用具で直接肌に触れて使用する福祉用具は個人で購入することとなります。**購入後の申請により、購入費の9割が払い戻されます。**

⑬介護予防住宅改修費

在宅での生活に支障がないように、手すりの取り付けなどの住宅改修を行った場合、**一定の限度額内において、かかった費用の9割が払い戻されます。**



介護予防とは…要介護状態とならないように、**現在の生活機能の維持・向上を図ること**です。要支援者が対象となる介護予防サービスでは、**心身機能の低下を予防するサービス**が主に提供されます。介護予防サービスでは、ご自身でできることを増やしていくための**専門的なサポート**を基本としています。介護予防の効果を上げるためには、ご本人の**意欲的な取り組み**が重要です。身の回りのことはできるだけ自分で行い、外出し、ボランティア活動や家庭内でも積極的に役割を担い、活発な生活を送るようにしましょう。